資料１

認知症施策推進基本計画の作成等に関するこれまでの意見

○　認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議（2023 年９～12 月）及び第１回・第２回認知症施策推進関係者会議（2024 年３～５月）で発言等があった認知症施策推進基本計画及び都道府県・市町村の認知症施策推進計画に関する主な意見を事務局にてまとめると以下のとおり。

１　本人等の参画について

○　本人参画が形だけにならないよう、合理的配慮のもと、施策等の企画の段階から本人参画を進め、着実に共生が進むよう、本人等とともに毎年確認・評価することが重要。

○　様々な取組がより効率的に進むよう、本人を起点とした分野横断の協働を基本計画の柱の一つに据え、本人とともに、縦割りの現状や課題を踏まえながら、立場や業種、業界を越えた連携・協働を着実に推進する計画が必要。

○　本人が施策の立案、実践、評価に参画し、一緒に取り組むことで、本人自身と社会全体により可能性を広げていける。

○　本人とともに考えていかなければ、共生社会は実現できないと認識しながら、計画立てをしていくべき。

○　実際に本人に役立つ計画となるように、会議の席以外でも、本人たちとじっくり話し合う機会を、よりたくさんつくってほしい。

○　本人ミーティングや家族の集いに行政等の関係者が来て、まずは信頼関係をつくり、その上で行政の会議の場等で一緒に、認知症になっても安心な社会をつくることを話すようになっていけばよい。

２　認知症、認知症の人に関する考え方について

○　認知症の本人が基本的人権を有する個人として認知症とともに希望を持って生きるという「新しい認知症観」等について、全ての地域住民に、わかりやすく、自分ごととして理解してもらうことが重要である。

○　「認知症とともに生きる希望宣言」がどこに住んでいても実現されるよう、基本計画の核に据えてほしい。

○　古い認知症観の下、これまで関係者としてこのように取り組んできたという過去の実績を大事にし続けるのでは、新法を生かした基本計画は立てられない。

○　認知症の人たちに何かしてあげる、支えてあげるというだけの視点では、今までと何ら変わらない計画になってしまう。

○　認知症・軽度認知障害の人数は今後も漸増していく可能性があるという指摘を重く受け止めるべき。今後も国としてしっかりした各種施策を打つべき。

資料１

３　地方自治体も含めた分野横断的な取組等について

○　自治体が縦割りを超え、共生社会という共通のビジョンの実現に向けて、本人等の意見を聴きながらわが町ならではの計画策定を進めるべき。

○　各自治体が地域特性に応じた計画を分野横断的・体系的・戦略的・創造的に立案し、自主的かつ自由度高く遂行できるよう、国は後押し、基本計画を立案・遂行する必要がある。

○　一人一人の思い・希望を大切にし、制度ありきではなく、地域の課題とできることを見える化し、解決に向けて関係者で共有し、制度を活用しながら、地域の特性を踏まえた施策、地域づくりを行うことが重要。

○　様々な取組がより効率的に進むよう、本人を起点とした分野横断の協働を基本計画の柱の一つに据え、本人とともに、縦割りの現状や課題を踏まえながら、立場や業種、業界を越えた連携・協働を着実に推進する計画が必要。【再掲】

○　認知症施策というよりも社会全体の問題であること、経済の需要と供給の構造が根本から変わるというインパクトを共有していく必要がある。

○　特定の人や機関だけが取り組むのではなく、それぞれの役割分担の下で着実に取り組めるものとなるよう、足元の現実とこれから推し進めるべき目標を勘案して検討していく必要がある。

○　市町村に対する都道府県の後方支援のあり方に関する課題、市町村単位で権利擁護に係る専門性の高い人材を確保することの困難さ等の地方自治体における取組の課題も十分に理解した計画を策定すべき。

○　各都道府県でも認知症施策関係者会議のような全部局が入る会議を、少なくとも年１回はするという規定を設けてほしい。

４　目標・KPI について

○　大綱では多くの KPI が設けられたが、KPI が定められると、指標の達成自体が目的化しがちとなる。各地域で、地域の実情に合わせて、本人たちとともに考えていくということを阻害しないためにも、多過ぎる KPI を並べないようにすべき。